

消 防 予 第 331 号
令和 7 年 7 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法
施行規則の一部を改正する省令等に係る運用について (通知)

「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等について」(令和 7 年 7 月 30 日付け消防予第 202 号)により、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令(令和 7 年総務省令第 73 号)等の公布について通知したところですが、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関し、下記のとおり今般の改正に係る運用上の留意事項を通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 スプリンクラー設備について

今般の改正により、有効散水半径が 2.8m のスプリンクラーヘッドが規定されたが、種別の異なるスプリンクラーヘッドを設ける場合にあっては、「スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準に係る運用について(通知)」(平成 8 年 6 月 11 日付け消防予第 115 号)記 5「種別の異なるヘッドを用いるスプリンクラー設備について」を参考とされたい。

2 動力消防ポンプ設備について

- (1) 今般の改正により、動力消防ポンプの機関として電動機によるものの規定が設けられたことから、昭和 38 年 9 月 16 日付け自消丙予発第 52 号のうち、電動機を動力としたポンプに関する部分については廃止すること。
- (2) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の 3 の 3 に基づく動力消防ポンプ設備の蓄電池に係る点検方法については、追って定める予定であること。

(問い合わせ先)
予防課設備係
担当：明田、関、高橋
TEL：03-5253-7523